

## 環境建設委員会記録

1 日 時 令和2年3月9日(月)  
午前10時00分 開会  
午前10時39分 閉会

2 場 所 第3委員会室

### 3 出席委員

委員長	高塚 広義	副委員長	白川 誉
委員	神野 恭多	委員	小野 辰夫
委員	大條 雅久	委員	藤田 豊治

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明のため出席した者

・副市長	寺田 政則		
・環境部			
部長	小山 京次	総括次長(河川水路課長)	牧谷 和弘
環境保全課長	石井 公博	河川水路課技幹	山下 武
・建設部			
部長	高須賀 健二	総括次長(国土調査課長)	石川 演男
技術監	太田 豊	都市計画課長	神野 幸彦
道路課長	三谷 公昭	建築住宅課長	神野 宏
都市計画課技幹	鳥嶋 武彦	道路課技幹	高橋 宣行
・港務局事務局			
事務局長	黒下 敏男	企画部技術監	西田 光昭
港湾課長	村上 光昭		

### 6 委員外議員

議員 井谷 幸恵

### 7 議会事務局職員出席者

議会事務次長 飯尾 誠二 議事課調査係長 神野 瑠美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 10時00分

●高塚委員長：〈開会挨拶〉

○副市長：〈挨拶〉

## ◎環境部関係

### □議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

○牧谷総括次長（河川水路課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●大條委員：環境保全基金積立金に関して、具体的な財源内訳及び環境保全基金の設置目的は、

○石井環境保全課長：財源内訳は、運用利子が16万6,435円の見込みであるため、6万7,000円の増額補正をするものである。もう一つの財源の環境保全基金寄附金については、レジ袋削減推進協議会に加入している店舗等からの寄附金が今年度70万円の見込みであるため、10万円の増額補正を行うものである。基金の設置目的は、地球温暖化を防止し、継続的に環境保全に取り組む施策を推進するための財源確保である。平成22年度の基金新設の際にも基金運用利子については積み立てを行い、その後の環境施策に対する財源として取り扱うということで設立した。

●大條委員：補正後の積立金総額はいくらか。また、レジ袋削減推進協議会について、新居浜市はレジ袋削減を先行して行ってきたが、国の方針を受け、協議会からの寄附金や今後の見通し、考え方はどのようなになっているか。

○石井環境保全課長：今回の補正後の予算額86万7,000円を積み立てた後の積立金総額は約7,220万円となる見込みである。取り崩しについては、決算の際に充当事業への取り崩し金額を決定するため、前年度の基金残高に今回の積立金総額を追加したものが約7,220万円となる。レジ袋削減推進協議会については、国においてレジ袋有料化の法整備が進んでいるが、除外品目などの詳細な手続きが不透明な状態である。今現在活動していただいているレジ袋削減推進協議会等の団体の活動、またこの寄附金についても今後協議を進めていくことになるが、今のところは廃棄物を削減していこうという趣旨の中で継続した形で対応していきたいと考えている。

●大條委員：途中いくつかの議論はあったかと思うが、最終的には新居浜市が独自でスタートさせた時に、協議会に参加していただいた各販売店から有料化によってお客様からいただいたレジ袋の代金に相当する金額を環境保全基金に寄附していくことになったと記憶している。中でも、純粋にレジ袋の売り

上げ代金が全て集まっているわけではない、ほぼほぼそのような目安の金額を寄付するということになっている。ただ、今回新居浜市独自の話ではなく、国の方針として全国的にレジ袋を有料化していくこととの整合性をどうされるのかということを協議会の中で話をしたのか。例えば、マルナカでは3月からスタンプラリーを始めている。市内は従来から有料化しているが、市外のマルナカは有料化していなかった。マルナカ全店で買い物をしてレジ袋を持っていたらスタンプを一つ押し、10回押印されたらティッシュ1箱を渡す取り組みを独自で始められている。実際別のキャンペーンをされているので、レジ袋削減推進協議会も十何年やっている中で、途中でM a cがふえたが、協議会に加わっていなかったところも含めてどうするのか。もしくは、今まで先進的に関わってくれていた木村チェーンやバリューも含め、この寄附金が今後も同じように続くのか、そういう議論はなされているのか。

○石井環境保全課長：今後協議会で議論していく予定であると所管のごみ減量課から説明を受けている。

●大條委員：議論の中身を聞いている。新居浜市として考えている方向があるのか、ないのか。

○石井環境保全課長：法制後どのような取り扱いにしていくなかについては、まだ中身ができていないと認識している。

\*後刻一括採決

休憩 午前10時14分／再開 午前10時15分

## ◎建設部関係

### □議案第 1号 市道路線の認定について

○三谷道路課長：＜説明＞

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

### □議案第 8号 新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○神野建築住宅課長：＜説明＞

<質疑>

●大條委員：今回連帯保証人を不要とする決定は結論として良とし、いいことを決められたと思うが、それに代わる保証としてはどういう対応を考えているか。

○神野建築住宅課長：連帯保証人をなくすことへの対応策としては、まず4月以後の入居者に対しては家賃支払いを口座振替することを求めていく。また、滞納がないように1カ月目から督促及び電話連絡を行い、入居者に家賃支払いの意識づけを行うことにしている。また、緊急連絡先及び身元引受人を義務づけて提出してもらうように措置をしたいと考えている。

●大條委員：1カ月目からの督促ということだが、従来は3カ月ためてからの督促だったのか。

- 神野建築住宅課長：1カ月目で即督促状は出している。3カ月目に出すのは催告書になる。
- 大條委員：口座振替についてだが、学校給食のケースを考えると、児童が持ってきて学校で集金するのをやめて口座振替にしてから滞納がふえた。従来は口座振替以外にどのような方法があったのか。
- 神野建築住宅課長：現在は口座振替と納付書による銀行での納付が主な支払方法である。
- 大條委員：身元引受人、緊急連絡先がない方もいるのではないかと思うが、どう対応するか。
- 神野建築住宅課長：ない人についてはケースバイケースによると思うが、社会福祉協議会等と協議をしておき、そちらに求めることになるような協議も行っている。
- 大條委員：高齢者の独居や、夫婦ともに高齢者のケースは、見回り推進員や民生委員が訪問していると思うが、そちらとの連携を考えられているのか。また、電話での督促について、一昨年どうも管理会社は入居者に電話をかけていったらしいが、振り込め詐欺ではないかと地元の派出所に相談があった。今の時代電話というのはいかがなものかと思う。実際訪問することが大切であり、電話をしてから訪問するとそれこそ振り込め詐欺ではないのかと通報される危険も多いと思うが、何か対応を考えているか。
- 神野建築住宅課長：振り込め詐欺の関係で連絡があったことから、まず住宅管理会社の方が安否確認の電話をしているということを社会福祉協議会にお知らせし、電話連絡をしている方に了解をいただき、こういう会社から連絡がある時は安否確認の電話であるということ、電話を受ける方に連絡し、その辺は徹底するようにした。
- 藤田委員：非常によいことだと思うが、来年度何人くらいが申し込みをされる見込みか。
- 神野建築住宅課長：市営住宅の入居の募集は時期等によって変動がある。直近で言えば16世帯応募で、多い時には30人の方が申し込みされている。
- 藤田委員：それは連帯保証人のない方の例か。
- 神野建築住宅課長：連帯保証人ありの場合である。
- 藤田委員：連帯保証人なしの場合を伺いたい。
- 神野建築住宅課長：ない場合の件数も今よりは増加すると思われるが、住宅に困っている方自体は同じような数字で推移するかと考えている。
- 白川委員：既に入居契約をしている方が途中で契約を変更することは可能か。
- 神野建築住宅課長：基本的には、契約をされている方はその住宅に住んでいるため、変更はできない。
- 神野委員：契約が変わらないということは、連帯保証人は4月1日前に契約された方の連帯保証人はそのまま、それは今後切り替えてはいかないということか。
- 神野建築住宅課長：現在連帯保証人になられている方はそのまま変わらない。
- 大條委員：連帯保証人をやめたいという申し出は受け付けられないということか。
- 神野建築住宅課長：やめたいという方については、受け付けはしていない。
- 大條委員：死亡された場合は補充しなくてもよいのか。
- 神野建築住宅課長：4月以降については、死亡された方の補充は求めないということにしている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

**□議案第 9号 新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について**

○神野建築住宅課長：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

**□議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）**

○石川総括次長（国土調査課長）：<説明>

<質 疑> な し

\*後刻一括採決

休憩 午前10時35分／再開 午前10時36分

◎港務局関係

**□議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）**

○村上港湾課長：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

閉 会 午前 10時39分 閉会

# 環境建設委員会付託案件表

令和2年3月9日

## ○環境部関係

議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

ページ

5目 環境管理費 . . . . . 3・22

第2表 繰越明許費補正 追加

第4款 衛生費 . . . . . 4

## ○建設部関係

議案第 1号 市道路線の認定について

議案第 8号 新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 新居浜市市営活性化推進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第2表 繰越明許費補正 追加

第8款 土木費（第4項 港湾費を除く） . . . . . 4

第11款 災害復旧費 . . . . . 4

## ○港務局関係

議案第29号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）

第2表 繰越明許費補正 追加

第8款 土木費

第4項 港湾費 . . . . . 4